

1 処分した一般廃棄物の種類及び数量(単位:t)

	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
搬入 ごみ 量	家庭系ごみ	3,063												3,063
	事業系ごみ	1,590												1,590
	可燃性残渣	293												293
	合計	4,946												4,946

※可燃性残渣とは、不燃ごみ・粗大ごみを処理した後の可燃性のごみをいう。

※小数点以下四捨五入により合計と各項目の計が一致しない場合がある。

2 ごみ焼却量・燃焼ガス温度及び排ガス測定結果

月	区分	ごみ焼却量(t)	燃焼室の燃焼ガス 平均温度(°C)	集じん器入口の燃焼ガス 平均温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素 平均濃度(ppm)
	自己規制値	—	—	—	30ppm以下
	基準値	—	800°C以上	200°C以下	100ppm以下
	測定位置	—	二次燃焼室出口	集じん器入口	煙突入口
4月	1号炉	3,618.93	938	150	7.9
	2号炉	1,400.17	951	149	7.2
	月計(平均)	5,019.10	945	150	7.6
5月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
6月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
7月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
8月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
9月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
10月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
11月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
12月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
1月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
2月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
3月	1号炉				
	2号炉				
	月計(平均)				
合計	1号炉	3,618.93	938	150	7.9
	2号炉	1,400.17	951	149	7.2
	合計(平均)	5,019.10	945	150	7.6

※ 燃焼ガス等の基準値は、廃棄物処理法施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)による。

※ 測定値は、対象期間内の連続測定における平均値を示す。連続データは、清掃工場にて紙媒体で閲覧できます。

(記録の保存年限は3年間)

3 ばいじん除去の実施記録

実施年月日	実施場所
	(H30年度は、ボイラー定期整備の予定なし)

- ※ ろ過式集じん器(バグフィルター)のばいじんは、通常運転時に自動で連続排出されるため、記載していません。
 ※ ボイラーの実施年月日は、ばいじん除去の完了した日(整備完了日)を示す。

4 ばい煙濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

【1号炉】

回	採取年月日	測定年月日	ばいじん濃度 (g/m ³ N)	窒素酸化物濃度 (ppm)	硫黄酸化物濃度		塩化水素濃度 (ppm)
					(ppm)	(ppm:K値)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
平均値							
自己規制値			0.01g/m ³ 以下	50ppm以下	50ppm以下		50ppm以下
基準値			0.04g/m ³ 以下	250ppm以下	K値(基準値)		430ppm以下
採取位置			煙突中間	煙突中間	煙突中間		煙突中間

【2号炉】

回	採取年月日	測定年月日	ばいじん濃度 (g/m ³ N)	窒素酸化物濃度 (ppm)	硫黄酸化物濃度		塩化水素濃度 (ppm)
					(ppm)	(ppm:K値)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
平均値							
自己規制値			0.01g/m ³ 以下	50ppm以下	50ppm以下		50ppm以下
基準値			0.04g/m ³ 以下	250ppm以下	K値(基準値)		430ppm以下
採取位置			煙突中間	煙突中間	煙突中間		煙突中間

5 水銀濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

区分	採取年月日	測定年月日	ガス状水銀 (μg/Nm ³)	粒子状水銀 (μg/Nm ³)	全水銀(ガス状+粒子状) (μg/Nm ³)
1号炉					
	平均値				
2号炉					
	平均値				
自己規制値			50 μg/Nm ³ 以下(全水銀)		
基準値			50 μg/Nm ³ 以下(全水銀)		
採取位置			煙突中間		

- ※ 基準値は、大気汚染防止法施行規則による。なお、硫黄酸化物は、地域の区分、測定時の排ガス温度及び排ガス流量により異なる。
 ※ 測定年月日は、分析機関による計量証明書の発行日を示す。

6 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

区分	採取年月日	測定年月日	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉			
	平均値		
2号炉			
	平均値		
自己規制値			0.1ng以下
基準値			0.1ng以下
採取位置			煙突中間

- ※ 基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による。
- ※ 測定年月日は、分析機関による計量証明書の発行日を示す。